

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

通所介護（デイサービス）

<人員に関する基準>

- ・生活相談員
- ・看護職員（看護師又は准看護師）
- ・介護職員
- ・機能訓練指導員
- ・常勤の管理者

<設備に関する基準>

- ・食堂及び機能訓練室

合計した面積は、**3 m²**に利用定員を乗じて得た面積以上とし、食事の提供又は機能訓練を行う場合に、支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる

- ・静養室
- ・相談室

遮蔽物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮する

- ・事務室